

能登半島地震の被災者に対する西宮市営住宅の提供について

令和6年1月1日に発生した能登半島地震の被災者の方々に対する支援の一環として、西宮市営住宅を一時使用住居として提供します。

1 提供する西宮市営住宅について

(1) 提供する市営住宅

市営住宅：6戸（速やかに入居可能な住戸）

(2) 入居期間

原則6ヶ月以内（最長1年まで延長可）

(3) 入居要件

- ① 能登半島地震により被災された方（罹災証明等により確認）
- ② 公営住宅法による収入基準等の入居者資格要件は問いません。
- ③ 災害による一時入居とし、公募の対象外とします。
- ④ 使用料、敷金は免除（光熱水費、共益費、駐車場使用料は自己負担）

2 申し込みの受け付け

(1) 受付方法

お電話でお問い合わせください。

（電話で世帯人数などをお聞きし、住宅を斡旋させていただきます。）

(2) 申し込み受付開始日及び受付時間

- ① 受付開始日：令和6年1月11日（木）午前9時から
- ② 受付時間：平日 午前9時から午後5時まで
- ③ 入居者の決定方法
申込み受付開始後、先着順で受け付けます。
- ④ 申請期限：令和6年12月27日（金）午後5時まで

3 お問い合わせ先

西宮市営住宅管理センター

電話：0798-35-5028

西宮市営住宅管理センター
〒662-0918
西宮市六湛寺町10番3号南館3階
電話：0798-35-5028